

# さくら市 DX 実証実験サポート事業募集要項

令和4年7月

栃木県さくら市

## 【目 次】

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 提案の公募内容	1
(1) 募集対象	1
(2) 応募資格	2
4. 応募前の事前相談	3
5. 応募期間と支援期間	3
6. 支援内容	4
7. 応募から審査までの流れ	4
(1) 応募	4
(2) 審査	5
8. 審査結果の通知	6
9. 支援の中止等	6
10. その他	6
11. 問合せ・相談窓口・申請書提出先	7

## 【別紙資料】

さくら市 DX 実証実験サポート事業公募対象テーマの一例

## 1 事業の目的

本事業は、「さくら市デジタル・トランスフォーメーション推進基本方針」に掲げる、「デジタル技術を活かしたサービス向上で【暮らしの便利】を実現するスマートな小都市」の具現化に向け、AI やIoT等のデジタル技術を積極的に活用し、社会課題、地域課題の解消や市民が暮らしを楽しむための施策に繋がることを目指し、本市全域をフィールドとした実証実験を公募し、それらを支援することで先進的な技術の実用化に貢献することにより、本市における新たな産業の創出や誘致、本市自体の認知度の向上及び本市における行政サービスの向上を目的とします。

## 2 事業の概要

本市をフィールドとして実施される、DX 施策に繋がる先進的なデジタル技術を活用した、各種の実証実験プロジェクトを公募します。

本市は、採択されたプロジェクトに対し、実証実験を行うフィールドを提供すると共に、実証実験に係る広報等のPR 作業、関係機関との調整等のサポートを実施します。

※ 原則として、実証実験の実施に必要な事業費に対する費用負担は行いません。

## 3 提案の公募内容

### (1) 募集対象

先進的なデジタル技術の導入や革新的な運用により、本市が抱える社会課題、地域課題の解決や、本市における新たな産業の創出や誘致、本市の新たな魅力の生成及び行政サービスの向上に繋がることを目的とします。

上記に加え、本市をフィールドとして実験を行うことにより、先進的、革新的な技術の向上に寄与し、本市の認知度の向上に貢献できるものであれば、本市の課題等にかかわらず募集対象とします。

## (2) 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ア 実証実験を自ら実施できる企業、研究機関、団体（コンソーシアムを含む。）等（以下「企業等」という。）であること。
- イ 法人格を有していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 企業等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者でないこと。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が企業等の経営に実質的に関与していないこと。
- ク 企業等の役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ケ 企業等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していないこと。

- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けたことがある団体又は現に受けている団体でないこと。
- サ 企業等の役員等がコに規定する団体の代表者、主催者、その他の構成員でないこと。
- シ 本市が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて本人確認を行った場合に、当該本人確認に応じることができる者であること。
- ス 税及び地方税に滞納がない者であること。

#### 4 応募前の事前相談

応募資格者は実証実験事業の応募にあたり、市への事前相談が出来るものとします。

また、市は相談内容と本件事業実施に係る趣旨との整合性などを検討し、応募資格者に対し助言等を行うこととします。

事前相談は、「さくら市 DX 実証実験サポート事業事前相談シート（様式第1号）」を活用し、窓口来庁又は専用フォームにて提出してください。

#### ■専用フォームURL（事前相談用）

<https://logoform.jp/form/djNm/105226>

※ 必ず電話等で送信した旨伝え、受信されたことを確認してください。

#### 5 応募期間と支援期間

- (1) 応募期間 令和4年7月15日(金)～令和4年8月15日(月)
- (2) 支援期間 原則は事業が採択された年度の末日までとします

- (3) 想定件数 年間 1～2 件程度を想定しています

## 6 支援内容

採択した各種実証実験プロジェクトについて、次の支援が可能です。

- (1) 実証実験フィールドの提供  
(デジタル担当のほか、希望するジャンルの担当課もお手伝いします)
- (2) 実証実験のモニターとなる地域・団体・企業等の募集支援
- (3) 実証実験に係る地域や関係団体等との調整
- (4) 法制度に関するアドバイス
- (5) 行政データの提供
- (6) 実証実験の広報等プロモーション支援  
(新聞・ラジオ・市公式 HP・SNS 等)
- (7) その他、実証実験の内容に応じた各種支援

## 7 応募から審査までの流れ

### (1) 応募

応募資格者は「さくら市DX実証実験サポート事業応募申請書（様式第2号）」を専用フォームにて提出してください。

#### ■専用フォームURL（応募用）

<https://logoform.jp/form/djNm/108051>

※ 必ず電話等で送信した旨伝え、受信されたことを確認してください。

※ 申請書類の容量が大きく添付できない場合など、専用フォームでの提出が難しい場合には、財政課デジタル戦略室に相談してください。

さい。

ア 応募書類は、日本語のみ受け付けます。

イ 提出していただいた応募書類は、返却いたしません。

ウ 採択されたプロジェクトの情報や実証実験時の写真・動画等について、市が広報活動に利用させていただく場合があります。

ご承諾いただける方のみ、ご応募をお願いします。

エ 申請書類の作成にあたっては、専門用語をなるべく避け、多くの人理解できる内容としてください。

## (2) 審査

応募書類を基に、「書類審査」と「面談」を行い候補者を選定します。面談の実施にあたっては、オンラインで実施する場合がありますので、ご留意ください。

### ※ 審査基準

ア 地域課題・ニーズへの合致度

イ 先進性

ウ 事業化可能性

エ 成長性

オ 事業化に対する熱意

カ 本市で実証実験する意義

キ その他

### ☆ 詳細協議

審査終了後、必要に応じ候補者と本市との間において、提案内容等に関し、より詳細な協議を行う場合がありますので、ご了承ください。

## 8 審査結果の通知

審査結果は、書類審査及び面談審査の結果をもとに総合的に審査を行い、「さくら市 DX 実証実験サポート事業支援決定通知書」又は「さくら市 DX 実証実験サポート事業支援不決定通知書」により通知します。

支援の決定を受けた企業等は、その後、採択された実証実験プロジェクトの実施に係る協定書を市と締結の上、実証実験を開始することになります。

## 9 支援の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、実証実験の支援の中止を、「さくら市 DX 実証実験サポート事業支援中止通知書」により通知します。

- (1) 市の指示及び指導に従わないとき。
- (2) 事故等により、実証実験が実施又は継続できなくなったとき。
- (3) 応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (4) その他、市長が中止する必要があると判断したとき。

## 10 その他

プロジェクト終了後は、概ね1か月程度を目途に実証実験の内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真・書類・データ等）を用いて、事業報告書（任意様式）を提出してください。

本市における実験結果の活用方法などについて、意見交換を行います。

本市における実証実験結果のPRやHP等での公開等のプロモーション活動には可能な限りご協力をお願いします。



## 11 お問い合わせ・相談窓口、申請書提出先

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

さくら市役所 総合政策部 財政課 デジタル戦略室

担 当 坂巻・森

電 話 028-681-1122

メール [zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp](mailto:zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp)